

取 扱 基 準

名 称	森林整備活動補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市民主体の森林整備活動及び森林環境の保全を目的とした活動を促進することにより森林保全を図るため、森林整備ボランティア団体等の活動に対し補助を行うもの。
目 標	数値化□ 非数値化■
	森林ボランティア団体等の活動維持
	<目標が数値でない場合の評価方法> 森林ボランティア団体等の団体数及び活動実績を調査し評価する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	当年度中に実施する補助対象事業に直接要する費用（熱中症予防対策用以外の食糧費は対象外。1件10万円以上の機械・器具等は耐用年数まで処分を制限。）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率 10/10（上限額 50 万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 森林ボランティア団体等の活動に要する経費の確保状況を勘案し、継続的に事業目的を達成するため、補助率 10/10 とした。
開始時期	令和 6 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 8 年 9 月 30 日
終 期	令和 9 年 3 月 31 日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、森林環境譲与税を活用した新潟市の補助金を受けて実施している旨を記載。
	〔媒体〕 ホームページ、パンフレット、看板 など
担当部署	農林水産部 農林政策課 森林政策係 電 話：025-226-1641（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp